

特集

地道な河川清掃で 広がる「地元の輪」

2022年2月発行

第10号

大和川 ジャーナル



奈良県

菩提川の河川美化に向けた植栽活動

特定都市河川浸水被害対策法の概要



大和川が特定都市河川に指定されました

大和川流域では、昭和57年の大水害を契機に、国、県及び流域の市町村が連携し、流域全体で水害に強いまちづくりをめざし「大和川流域総合治水対策」に取り組んできました。令和3年12月24日に、大和川が特定都市河川に指定されたことにより、流域の市町が実施する「奈良県平成緊急内水対策事業」への国補助の嵩上げなどの拡充や、浸水被害防止区域の指定などの土地利用対策など、流域における治水対策の更なる推進が期待されます。流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現に向け、より一層の取組強化を図ります。

特定都市河川の指定について

流域全体で、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図るため、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が、令和3年11月1日に施行されました。

この法律の改正を受けて、狭窄部を有する河川も対象とする指定要件が拡充されました。下流に亀の瀬の狭窄部を有する大和川も、特定都市河川への指定の要件を満たすことになり、令和3年12月24日、国土交通省において特定都市河川に指定されました。

特定都市河川法の概要

特定都市河川浸水被害対策法とは、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者・地方公共団体による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、開発・建築を制限するための規制等を行い、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。



流域水害対策に係る協議会の創設

国、県、市町村など流域関係者による浸水対策の効果的な実施等の検討を行なうための「流域水害対策協議会」を創設。

「奈良県平成緊急内水対策事業」の国補助が拡充

	現 行	指定後
補助率	1/3	1/2
補助対象	工事費	工事費+用地費

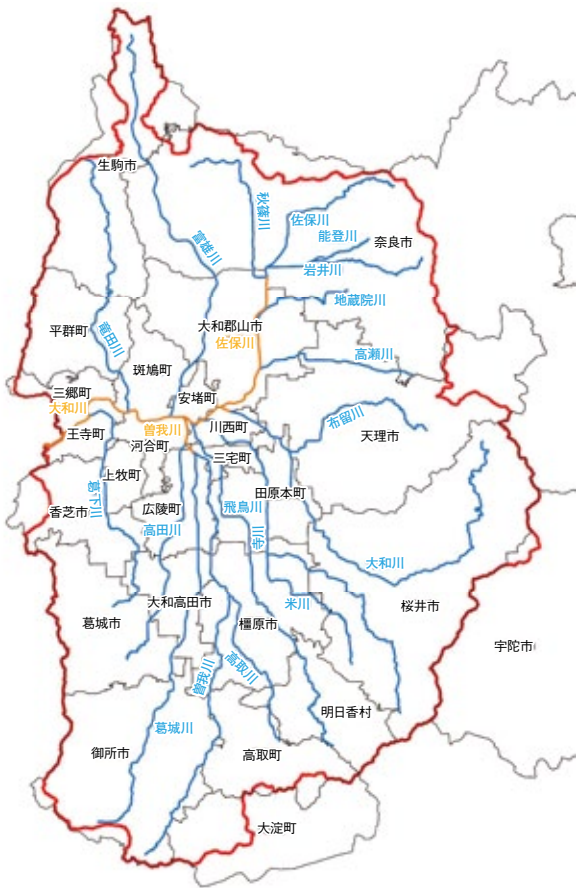
流域における雨水貯留施設の支援拡充

上図のとおり、自治体による貯留浸透施設の整備の補助拡充。民間においても認証制度、補助拡充及び税制特例により整備促進。

特定都市河川浸水被害対策法のポイント

指定された河川及び流域

対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例



- 指定された河川(国管理)
- 指定された河川(県管理)
- 指定された河川の流域
- 行政区

□ 現行 □ 新たに設置が必要な行為

● 田畑(耕地)→宅地

● 田畑(耕地)→運動場

● 原野→資材置場(未舗装)

● 資材置場(未舗装)→駐車場

- 1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為(条例から変更なし)
- 大和川総合治水条例で調整池の設置を求めている行為の他に、上図のような資材置き場の造成や駐車場の整備等も新たに対象となります。
- 既に造成済みの土地や調整池を設置済みの土地についても利用方法の変更により対象となることがあります。

大和川流域では、これまで条例により開発行為等に対して調整池等の設置を求めてきましたが、特定都市河川に指定されると左記の行為に対して雨水貯留浸透施設(調整池等)の設置及び知事等の許可が必要になります。

雨水浸透阻害行為の許可について

浸水被害防止区域内の建物の例



1階がピロティ構造

浸水により著しい危害が生ずるおそれがある区域を「浸水被害防止区域」として指定することができる。浸水時に安全な構造としているか等の事前許可が必要。

貯留機能を有する土地の例



低地など雨水を一時的に貯留する機能を保全する区域を「貯留機能保全区域」として指定することができる。盛土等に届出が必要。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として4つの行為を規程している

- 1) 「宅地等」にするために行なう土地の形質変更
- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

「宅地等」以外の土地 (流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野(草地)】
【締め固められていない土地】

「宅地等」に含まれる土地 (流出係数 大)

【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

雨水浸透阻害行為



雨水浸透阻害行為の許可

耕地等の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。

各市町村の「ためる対策」取組状況

大和川流域では、昭和57年の大和川大水害を契機に、国、県、流域市町村で構成される「大和川流域総合治水対策協議会」を設置し、河川改修やダム、遊水地等の整備による「ながす対策」とため池やグラウンド等を利用して雨水を「時的に貯留する」ための対策」からなる総合治水対策に取り組んでいます。また平成30年4月に「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定し、総合治水対策のさらなる取り組みを奨励しています。

大和川流域総合治水協議会の開催

令和3年7月19日に第32回大和川流域総合治水対策協議会を開催し、県から「ためる対策」の進捗状況等について報告しました。

市町村別「ためる対策」の整備状況

■ためる対策は、県・市町村に計画目標量を定めて整備しています。

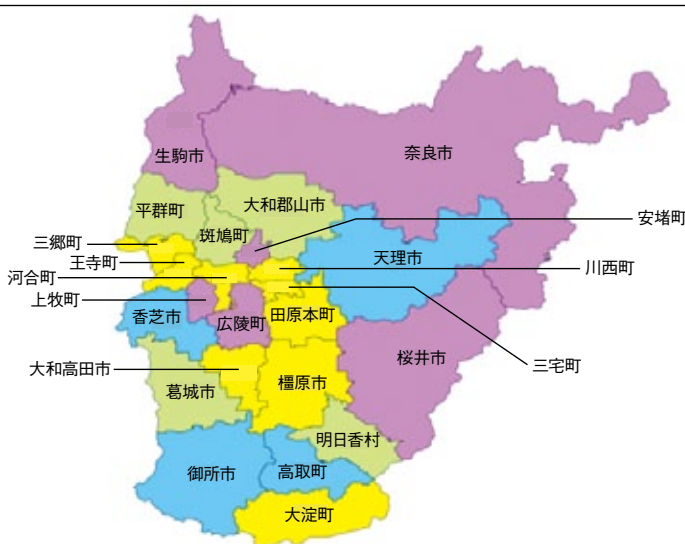
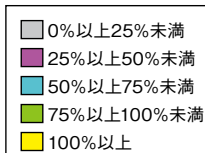
令和2年度末時点において、流域全体（県及び市町村）では計画目標量（約182万m³）に対して約165万m³の進捗状況であり、進捗率は約91%となっています。そのうち、市町村では、計画目標量（約107万m³）に対して、約71万m³の進捗状況であり、進捗率は約66%となっています。平成28年度以降、流域対策に取り組む市町村は増加し進捗率が15%伸びているものの、全体としては達成できていない状況にあります。浸水被害が発生していない上流側の市町村で流域対策の進捗が遅れる傾向があり、上下流市町村で進捗率がばらついている状況です。

最近の取り組み状況

平成30年度末から令和2年度末までの、最近2カ年の市町村の進捗率は、約7%伸びています。奈良市、大和郡山市、天理市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、川西町、高取町、広陵町において「ためる対策」が進みました。

市町村別における流域対策整備状況

ため池治水利用
+
雨水貯留浸透施設
+
水田貯留
(令和2年度末実績)



県と8市町が包括協定を初めて締結

令和3年11月2日に、知事及び関係8市町長が出席し「総合治水の推進に関する包括協定締結式」を開催しました。葛下川、高田川、葛城川及び不毛田川の4流域で包括協定を締結しました。

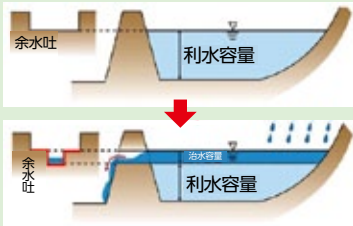


包括協定の概要

「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」では、県と流域市町村が包括協定を締結することで、上流及び下流が一体となって総合治水を推進するための体制を構築するとしています。今回、条例に基づき、「総合治水の推進に関する包括協定」を葛下川など4流域において初めて締結しました。今後、市町村毎に実施計画を策定し、「ためる対策」を推進する市町村に対して、県から財政支援を実施します。

4流域における「ためる対策」の例

1 葛下川流域



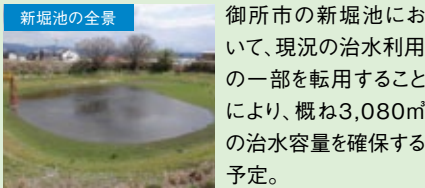
上牧町のアサガ谷池において、余水吐の切り下げ(40cm)により、概ね1,450m³の治水容量を確保する予定。

2 不毛田川流域

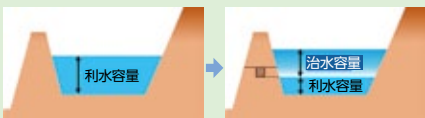


広陵町の清福寺池において、池底の掘り下げ、堤防強化により、概ね1,300m³の治水容量を確保する予定。

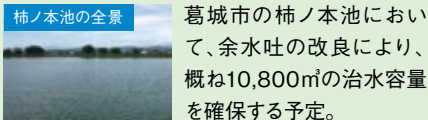
3 葛城川流域



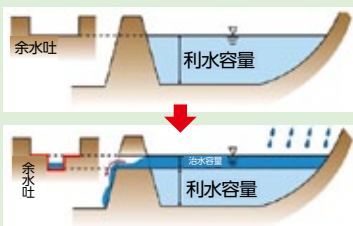
御所市の新堀池において、現況の治水利用の一部を転用することにより、概ね3,080m³の治水容量を確保する予定。



4 高田川流域



葛城市の柿ノ本池において、余水吐の改良により、概ね10,800m³の治水容量を確保する予定。



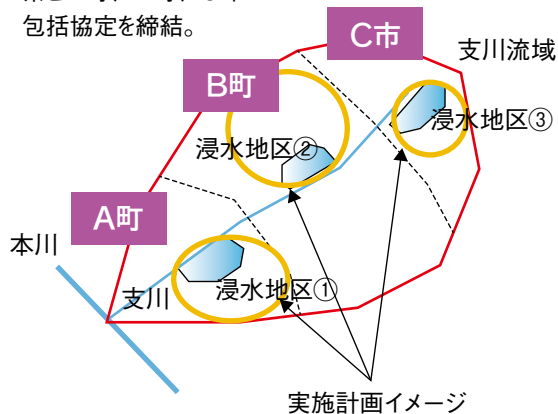
包括協定

(支川流域単位)

大和川流域の支川流域において、上下流の市町村と県が包括協定を締結し、上流と下流が一体となって総合治水を推進するための体制を構築します。

包括協定イメージ

県とA町、B町、C市が包括協定を締結。



特集

地道な河川清掃で広がる「地元の輪」

奈良市内を流れる菩提川は、生活排水や工場排水などの汚水の流入によって、かねてより水質が悪化していました。その水質改善のために活動を続ける「菩提川を汚さない会」代表の西嶋嘉彦さんから4名にお話を伺いました。

インタビュー



菩提川を汚さない会

代表 西嶋 嘉彦さん (写真:右)
 中島 康晴さん (写真:中央右)
 嶋田 恵司さん (写真:中央左)
 武田 弘之さん (写真:左)



● 主な活動場所

地元の汚名を返上するためには 活動の継続で川が目に見えるまでに

会の立ち上げのきっかけは、平成22年、あるテレビ番組で菩提川が「日本で一番汚い川」として取り上げられたことでした。住民の間で「協力し合って、ワースト1から脱出しよう」という気運が高まり、有志で活動をスタートしました。

当時の菩提川は、自転車やバイク、ベッドなどが捨てられており、車からのポイ捨ても目立ちました。毎月1回、河川清掃を行い、目に見えてきれいになったことで、ごみを捨てる人も少なくなり、悪臭もなくなりました。また、周辺の草刈りも毎月1回行っており、川沿いの遊歩道も歩きやすくなったので、散歩をする方もよく見かけるようになりました。

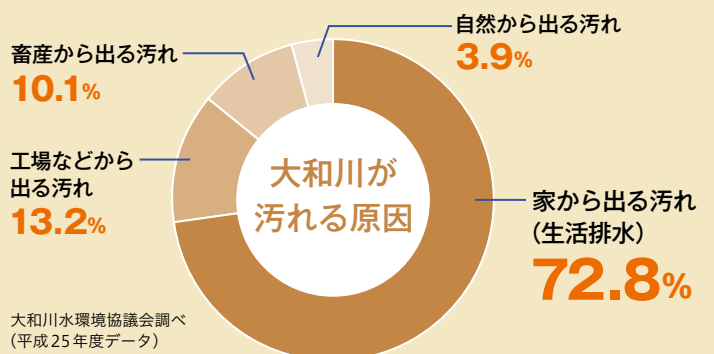


和気あいあいとした雰囲気で行われる河川清掃

一人ひとりの取り組みで川の水をきれいに！

— 2月は和川水質改善強化月間です —

大和川の水質は流域全体の取り組みによって、年々改善されてきていますが、その支川ではまだまだ改善が必要です。水が汚れる原因の約7割は生活排水。川をきれいにするためには、私たち一人ひとりの取り組みが大切です。





1.ごみが劇的に減った菩提川 2.女性会員も活躍する「花の植え替え」 3.毎月1回行う「草刈り」 4.川沿いを美しく彩る花々

活動中に「ごころうさま」や「きれいになりましたね」と声をかけてくださる方が年々増え、その言葉は大変うれしく、活動のやりがいになっています。公園周辺の遊歩道が、鉄道会社が主催するハイキングのコースに指定され、多くの方に菩提川周辺の散策を楽しんでもらえたことも大きな喜びでした。

活動する上で心がけていることは、会員の皆さんの健康面への配慮です。年配の方が多いので、「2時間以上行わない」「夏場は気温が上がる前に終わる」などのルールをつくっています。今後は世代交代を図りながら、これまでの活動を継続し、「美しいまちづくり」に貢献していきたいと思っています。

**地域住民の感謝の言葉がやりがい
健康面に配慮しながら活動を継続**

河川清掃と並行して行っているのが「菩提川沿いの公園付近の植栽活動です。東側の遊歩道は、春には菜の花、秋にはコスモスが約300mにわたって、咲き誇ります。西側の遊歩道に設けられた花壇も春と秋に苗の植え替えを行い、季節ごとに彩り豊かな花が咲くため、それらの花々を鑑賞できる公園は地元住民の憩い場になっています。花の管理は日々メンバーで協力し合って行っています。最も大変な水やりの作業に関しては、近くに住んでいる方のご厚意で水道を使用させていただいており、公園にはホースが常設されているため、効率的に行うことができます。なお、草刈り活動や花壇管理は奈良県が実施する「憩いの川づくりプログラム」「彩り花づつみプログラム」※に参加し、実施しております。 ※内容は最終面に記載しています。

**花の植栽活動にも積極的に取り組む
メンバーが日々協力しながら管理**

みんなの手で美しい川に



【大和川一斉清掃】

地域のみなさま、関係団体、企業、行政と一緒に大和川を清掃します！ぜひ近くの会場で参加してください。集会所等詳しくは県水資源政策課HPにて掲載しています。

時 令和4年3月6日(日)午前中
問 県水資源政策課
TEL. 0742-27-8489

家庭でできるちょっとした工夫

残さない



食事は食べる分だけ作り、残さない。残ったら冷蔵庫などで保存！

拭き取る



食器やフライパンは汚れを拭き取ってから洗う。古着を使えば、無駄なごみも出ません。

流さない



三角コーナーや水切りネットを活用して、食べ残しなどは直接流さない。

無駄にしない




シャンプーやリンスを使いすぎないようにし風呂の残り湯を洗濯や掃除に使いましょう！

「地域の河川サポート事業」参加団体募集！ ～河川美化活動を支援します～

地域による河川美化活動を育成し、憩いと潤いのある河川空間を創出するため、地域住民のみなさまが主体的に実施される河川美化活動（河川の清掃・草刈・花の植栽等）を支援します。

プログラムは、3種類あります。活動にあったプログラムでご参加ください。

憩いの川づくりプログラム




内 容 草刈り
要 件 1回の参加人数10人以上
 年間1回以上、延長100m以上、
 刈り取り高10cm以下
支援内容 面積に応じた報償金の支給
 (㎡×9円)
 傷害・賠償責任保険の加入
 看板の設置

彩り花づつみプログラム



内 容 花の植栽・維持管理
要 件 1回の参加人数3人以上
支援内容 面積に応じた報償金の支給
 (㎡×320円)
※花苗の植え付け及び維持管理の場合
 傷害・賠償責任保険の加入
 看板の設置
 花苗等の物品の支給

ボランティア支援プログラム



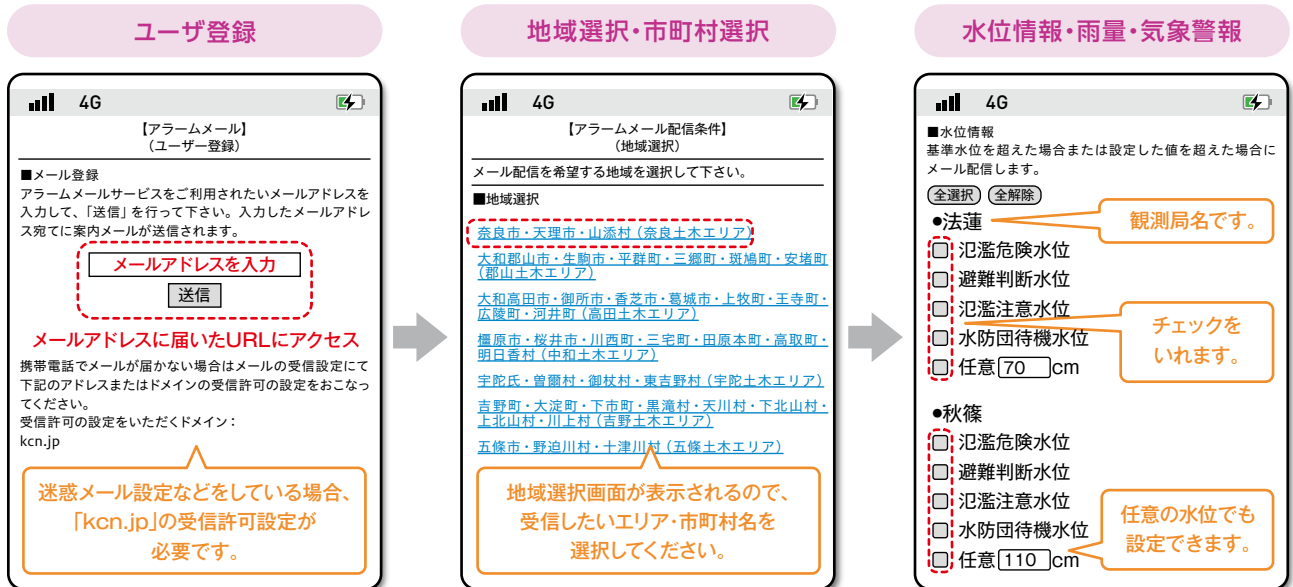
内 容 清掃
 (軽微な草刈りを含む)
要 件 1回の参加人数5人以上
 年間1回以上、延長50m以上
支援内容 報償金の支給または、
 傷害・賠償責任保険の加入

詳しくは右記URLよりご確認ください。 奈良県水資源政策課 TEL. 0742-27-8489
 URL. <http://www.pref.nara.jp/17237.htm>

ご活用ください！ 奈良県河川情報システムのアラームメール

お住まいの地域で気象警報・注意報が発令された際や、強い雨の降っている箇所や水位が上昇した場合に、メールで情報配信を行っています。早めの避難行動をとるためにも是非登録をお願いします。

●登録画面イメージ●



登録して頂くと…

河川水位が上昇した場合や気象警報が発令された場合に、その情報メールが届きます。

詳しくは、下記のQRコードを読み取るか、Webサイトをご覧ください。

奈良県河川情報システム
 【アラームメール】にアクセスできます。
http://www.kasen.pref.nara.jp/amailpub_fp/

